

被告人にも、矜持がある、誇りがある

弁護士による執念の現場検証で 逆転無罪を『名古屋・強盗 勝ち取った』殺人未遂事件

「巻き込み」の恐怖
冤罪」

「強盗未遂は無罪 捜査の不手際を指摘」という大見出しで名古屋高裁の判決結果が報じられたのは、2005年3月24日のことだった(中日新聞)。強盗殺人未遂罪に問われた被告人は、なぜ高裁で逆転無罪を勝ち取ることができたのか、そして、この事件の捜査にはどんな不手際があったのか……。雑誌「季刊刑事弁護」の第3回最優秀新人賞にも選ばれた、「巻き込み冤罪」事件をレポートする。

「俺はやつてない……」
被告人の悔しさを受け止める

川口創(かわぐちはじめ)弁護士が、初めて被告人のEと接見し

人Eの姿はあった。ところが、その姿は意外にも、数々の犯罪に手を染めてきたとは到底思えない、気の弱そうな雰囲気(当時)の32歳(当時)。偶然にも川口弁護士と同年だった。母子家庭で育ち、高校中退後は建設業等で働いていたが、いつしか暴力団の末端の世界に身を置くようになっていったという。

Eは、仕切られたガラスの向こうでうつむきながら、苦しげに口を開いた。

「二審の刑が重いとは思っていません。他の強盗致傷などを考えたら、15年くらい当然だと思っ

ています。でも、Aさんに対する強盗殺人未遂だけは、本当に俺はやつてないんです。それだけは信じて欲しいんです」

のを見逃さなかった。「それを見たとき、彼は無罪だ……、私はそう直感しました。そして、彼の悔しい思いが痛いほど伝わってきたのです。もちろん、その時点ではまだ記録を精査しておらず、確たる証拠があるわけでもありませんでした。でも、私はEの話をもっと疑うことができなかったのです」

Eとの接見を終えた川口弁護士は、早速、起訴状をはじめとする刑事記録をくまなく精査し、検討を始めた。

その結果、一審判決による「Eが実行犯である」という認定の根拠は、共犯者とされている暴力団員CとDの供述が、びたりと一致しているという一点に尽きることがわかったのだ。

しかし、E自身は起訴されて以来、「自分はこの強盗殺人未

引き受けてくれない？」
と言われ、断れるはずもなく引き受けたのがきっかけだった。

一番の名古屋地方裁判所刑事第2部で、Eへの判決が下されたのは、同年5月10日。判決文の1頁目には、「強盗致傷、強盗、窃盗、恐喝、傷害、強盗殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件」と、

複数の罪名がずらりと並び、「主文」の冒頭には、懲役15年と明記されている。犯罪に縁のない一般市民から見れば、まさに「同情の余地なし」という印象を持たれても仕方がないような犯罪歴を持つ男だった。

拘置所の暗く小さな部屋を仕切るガラスの向こうに被告

遂事件だけは一切関与していない」と無罪を訴えてきた。Eの主張が事実なら、CとDの供述は全くの作り話、つまり、典型的な「巻き込み冤罪」ということになる。ひよっとすると、共犯者のCとDはEに恨みでもあり、お互いに口裏を合わせて、まったく関係のないEにこの事件の罪をなすりつけようとしているのではないか……。

「いずれにせよ、どちらかが嘘をついているのは明らかだ。とにかく、現場に足を運んで、彼らの供述の裏を取っていくしかない」

その日から、川口弁護士の執念の検証作業が始まった。

●事件の概要

川口弁護士によって、どのような検証が行われたのか……。それをレポートする前に、まず

は、この事件の人間関係図(84ページ)を見ながら、検察官が作成した「起訴状」と「冒頭陳述」に沿って、本件の概要を振り返ってみたい。(ただし、この経緯は、高裁判決で「捜査の不手際」を指摘されたとおり、真実ではない筋書きということになる)

〈検察が描いた犯行までの経緯〉

①被害者のA氏(43歳)は、名古屋市内で中古車を販売する会社の社長で、暴力団との繋がりがも噂されている。

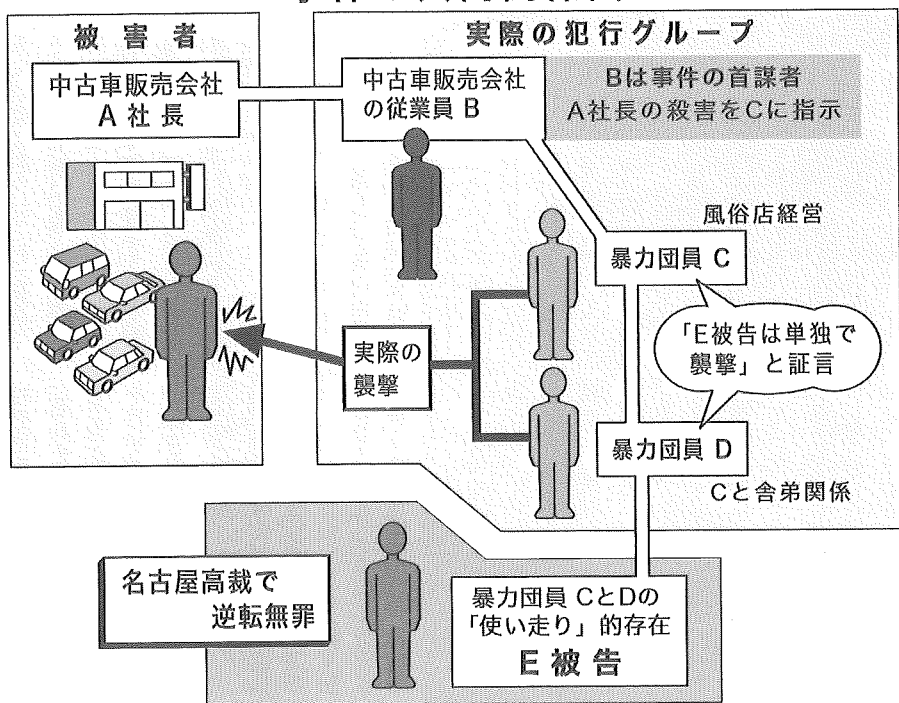
その会社に従業員として勤めていたB(37歳)は、A氏のもとで1年ほど働いていたが、A氏が所有していた産業廃棄物関係の利権を独占しようとして、A氏を殺そうと決意した。

②しかし、自分では殺すことにはできないと考えたBは、2002年11月半ばに、暴力団員の

逆転無罪を『名古屋・強盗殺人未遂事件』

勝ち取った

事件の人間関係図



C(40歳)にA氏殺害の話を持ちかけたところ、Cも乗り気になった。しかし、Cも自分が手を出すことは避けたいと考え、自分の舎弟分であるD(34歳)に殺害の実行犯の確保を依頼した。そこでDは、CとDの「使い走り」的存在であるEに殺害の話を持ちかけることとし、Cも承諾をした。そして、11月10日、Eに話を持ちかけたところ、「女のために金が必要」と言って、二つ返事で実行犯を買って出た。なお、Eは、A氏とは面識はない。

③11月14日午後11時過ぎ、DはEに電話をし、犯行を決行することを伝えた。

夜中0時過ぎ、CとEは犯行予定場所の駅近くにある、A氏の自宅の駐車場待ち合わせをして落ち合い、A氏がこの駐車場に戻ってきて、自宅まで歩いている間にEが襲撃をする旨の打合せをした。ただし、具体的にどうやって殺害するかについては話し合っていないかった。また、EはA氏と面識がないため、駐車場でA氏の駐車位置をCから教わって確認をした。

その後、2人は一旦別れ、Cは名古屋市の中心部にある自分の事務所に戻った。

④11月15日午前2時50分。Cは事務所からDの携帯に連絡し、車でCの自宅に迎えに来るよう伝えた後、すぐに自分の車で自宅マンションに戻った。

午前3時、CのマンションにDが自分の車(オデッセイ)で到着。すぐにCはDの車に乗り、Eと待ち合わせをしていたラーメン店に向かい、3時10分にEと合流。Eはこのとき別の車に乗ってきていた。

⑤午前3時25分にラーメン店を出てすぐ、店のそばにあるコ

逆転無罪を勝ち取った『名古屋・強盗殺人未遂事件』



現場となった駐車場

ンビニエンスストアの駐車場に車を2台駐車し、EとDは店内に立ち寄った。コンビニエンスストアを出た後、CとDは、Eとは別行動をとり、犯行予定地の近くに駐車した。(ただし、犯行予定地との間にはビルがあり、現認できない位置である。CとDは、Eがその後どこに車を止めたのかについては知らないという)。

⑥午前4時前、BがCの携帯電話に「今、A氏が事務所を出て自宅に向かった」とのメールを送った。A氏の事務所から自宅までは車で15分から20分程度。Cと一緒にオデッセイに乗っていたDがEの携帯電話に「Aが事務所を出たらいい」という電話を入れた。

⑦午前4時30分頃、A氏が駐車場に車を止め、自宅へ向かって道を歩いていたところ、EがA氏の背後から鉄パイプで殴りかかり、頭部を力一杯に殴りつけた。A氏は前のめりに転倒をし、頭部挫傷の傷害(全治1ヶ月)を負った。EはA氏が持っていたバッグを奪って逃走し、ビルの角を曲がって待機をしていたDのオデッセイに乗り、3人で逃走した。なおCは、オデッセイで待っている時に、A氏の「おい、待てこのやろー」と叫ぶ声を聞いている。

⑧A氏は犯人の顔を確認できず、逃げていく犯人の後ろ姿から身長170cmくらいで30歳前後の男だったとしか分からなかった。Eは当時32歳で、身長は170cmである。3人はオデッセイで名古屋市内近郊の一宮市へ逃走した。Eの手にはA氏の血が付いていたため、車内にあったタオルで血を拭いた。そのとき車内では3人はほとんど会話をしなかった。

⑨一宮駅付近に午前5時頃到着し、A氏から奪ったバッグを開けたところ、現金285万円が入っていたので、その金を3人で山分けすることとした。CはEが犯行を実行したことから、奪った金の半分を渡し、残りの半分をCとDの2人で分けた。

⑩帰る足がなくなったCとDは、午前5時半頃一宮駅タクシーに乗って名古屋市内にあるCのマンションに戻った。

⑪その夜、Eは当時交際していたとされる女性が勤めるキャバクラに友人と2人で行き、一晩で8万円を使った。

〈検察が描いた犯行から逮捕までの経緯〉

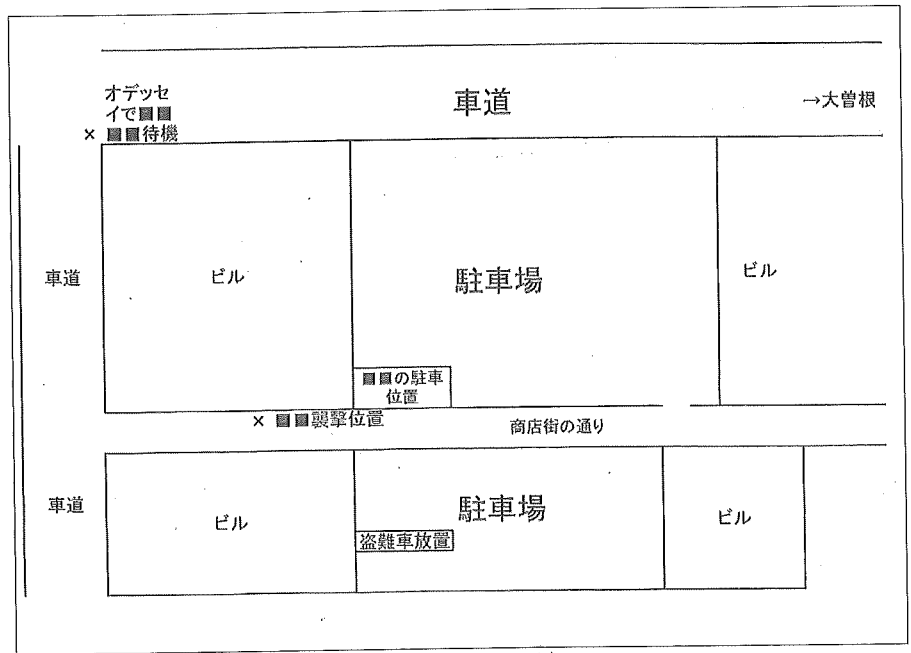
⑩A氏は「おい、待てこのやろー」と叫ぶ声を聞いている。

⑪またCは、犯行に使用したオデッセイをA氏に見られていたかもしれないと思い、Eに譲渡することをDに提案したところ、Dは承諾し、一宮駅

⑫犯行の数ヶ月後、EはCとDの「使い走り」として、拳銃(トカレフ)の保管を依頼されたが、危険な使い走りには嫌気がさし、CとDの2人を「密告」することを決意。預かった拳銃を渡すという名目で、CとDをM警察署前におびき寄せ、拳銃を渡した直後に警察に通報。CとDはその場で逮捕さ

またCは、犯行に使用したオデッセイをA氏に見られていたかもしれないと思い、Eに譲渡することをDに提案したところ、Dは承諾し、一宮駅

逆転無罪を「名古屋・強盗殺人未遂事件」で勝ち取った



実際に川口弁護士が作成した現場見取図（実名は黒塗りとした）

それにしても、恐ろしいことである。駐車場の壁の一点を取つても、警察や検察が共犯者の供述内容を聞くだけ聞いてまったく検証していなかったことがよくわかる。罪名は「強盗殺人未遂」。しかも、被告人が終始一貫して否認し

検察官がEの犯行を証明するために採用した証拠とは？

Dの供述の矛盾を突くヒントを見つけて帰った。

「控訴趣意書には、自分で撮影した写真撮影報告書を添付し、『Eは真犯人ではない』ということも、現場見取図（上図）なども多用して丁寧に説明しました。とにかく、高裁の裁判官に無罪の心証を持つてもらい、公判で関係者の証人尋問をおこなわなければ前に進まないと思つたからです」

「日本の裁判は、灰色で疑わしい場合、執行猶予でごまかすことが多いのですが、それは間違つていると思つていなく、その人がやったかやっていないかをしっかりと検証し、判断することが大事であつて、疑わしいからやつたことにしようという安易な判断は、絶対にしてはいけません。今回担当した事件の場合も、被告人は他の犯罪を複数犯していて、なおかつ共犯者が2人と『Eが実行犯だ』と供述し、概ねその内容が一致してしまつた。それで、捜査機関も裁判官も何の裏付けもとらず、『たぶんやつたんだろう』と考へ、無理矢理『やつたこと』にしてしまつた。これは絶対に許されないことです」

れた。CとDはその後、M署で連日の取り調べを受ける。

③Eは逃走したが、2ヶ月後、A氏に対する「強盗殺人未遂事件」の実行犯として逮捕される。逮捕時、Eはホームレス状態で、Dから譲り受けたオデッセイ（バンクしており走行不能を保管し、ねぐらにして

と、ここまですが、検察が組み立てた本件犯行までとその後のストーリーだ。たしかに、この流れを見ていくと、一見、Eが実行犯であることに疑いをはさむ余地はなさそうに思えてしまうが、Eは終始一貫してA氏に対する犯行を否認。「自分は一切何もやっていない」と主張し続けていた。

しかし、検察官は、CとDの詳細かつ齟齬のない供述をもとに、Eを強盗殺人未遂事件の

実行犯として起訴。2004年5月10日に下された一番判決には、その犯行事実が、次のように記されていた。

「被告人は、共犯者から依頼され、多額の報酬目当てに面識のない被害者を殺害することを企て犯行に及んだものであり、自己の利益のためには人命を奪うこともためらわぬ反社会的態度が認められる上、犯行は計画的で悪質であり、奪われた現金も多額である」

（名古屋地裁・裁判長／石山啓示）

裁判官／鈴木芳胤・村松教隆

そして、Eに対し、他の強盗致傷などの余罪と合わせて懲役15年の判決を言い渡した。

一方、Eは、その他の余罪はすべて認めながらも、A氏に對しての強盗殺人未遂事件についてだけは「自分はまったく犯行に関与していない」として、無罪を主張。名古屋高

裁に控訴していたのだった。

弁護士生命をかけた控訴趣意書

控訴審からEの刑事弁護を正式に引き受けることになつた川口弁護士は、起訴状を初めて読んだとき、『はたして、被害者Aと面識のない被告人Eが、深夜、殺意を持つて単独でこのような犯行ができるものだろうか……』という漠然とした疑問を感じていた。

そこで、早速、犯行時間と同じ深夜に、現場へと足を運んでみることにした。

CとDの供述によると、被告人Eは、面識のない被害者Aの車の停止位置とナンバーで被害者を特定したことになつている。しかし、実際に現場に行つてみると、調査に書かれている供述内容の状況

とは、大きく異なることがわかつた。

実は、駐車場と商店街との間には高い壁があり、外から被害者の駐車位置を確認できる地点は、駐車場の狭い出入口ただ1点しか存在しないのだ。これでは供述通りの確認は不可能である。

このとき、川口弁護士は被告人Eの無罪を改めて確信した。「現場に立つてみると、机上の地図や捜査機関が作成した写真撮影報告書だけでは決して見えなかつた点があつたりと見えてきたのです。『現場に行け』とはよく言われることですが、現実と『頭で作つた犯罪』との間には、必ず矛盾点があるといふことをこのとき痛感しました」

その後も川口弁護士は、疑問が生じるたびに現場に足を運んで考え、そして、Cと

共犯者の供述の不合理さをこつこつと検証

9月に予定されていた控訴審第1回公判に向けて、川口弁護士は夏は、その大半がこの事件に費やされた。

事実誤認を理由として控訴している以上、なんとしても公判でCとDの尋問をおこなえばならない。ここで説得力ある主張ができなければ、いくら事後的に証拠を出しても裁判官が動かぬことは十分に予想できた。

そこで川口弁護士は、CとDの供述調書をなめるように検討し、苦手なエクセルで一覧表を作って、2人の供述の変遷などを検討し続けた。作成した用紙は40枚超。そこから見えてきた供述の不合理な点や不自然な変遷をこつこつ

と検証し、証拠趣意書では、CとDの供述には信用性が無いことを力説した。さらに、Dが公判で検察の誘導に乗っけてしか答えられていないことも厳しく追及。再度の証人尋問を強く求めた。

また、証拠に関してはDから被告人Eへの携帯電話の履歴が出されていないことなど、通常の捜査であれば必ず提出される物証が出ていないことが多々あった。そこで、他の事件の証拠との対比をしながら「Eが真犯人ではないからこそ、捜査機関は不可欠な多数の物証が出せない」ということを強調した。

車を使つての走行実験も何度も行つた。CとDの供述に疑問がある点は、すべて自分の足で徹底的に実況見分し、その結果を書面にまとめた。「被告人Eの彼女にも直接会っ

て話を聞くため、キャバクラにも行きました。そして、そのEが犯行当日にその店で使った8万円が決して高すぎはしないこと、他にその女性に対して高額のお金を使った事実はないことなどを陳述書として書いてもらい、これも控訴趣意書に添付して提出したのです」

川口弁護士は控訴趣意書の中に、「若輩者の私の弁護士生命など価値のないものかもしれないが、私の弁護士生命にかけて、被告人は無罪……」と明記し、共犯者たちの証人尋問の必要性を得たと説いた。また、控訴趣意書の他、補充書も複数提出した。

川口弁護士は振り返る。「とにかく控訴趣意書で裁判官に無罪の心証を持ってもらえない限り、立証に進むことは

できない。そう思っていましたので、まさに必死でした」

裁判官を動かした 控訴趣意書と補充書

川口弁護士の控訴趣意書は3人の裁判官の気持ちを大きく動かした。

第1回公判では開廷後直ちに休廷し、別室で今後の進行を協議。

川口弁護士はその場で、一審にも不提出だったC・Dの上申書や員面調書等、全ての供述調書を開示するように求めた。明らかに供述調書に変遷があり、供述が作られていく過程を分析することが不可欠と考えたからだ。

ただ、実証証拠として出されると被告人に不利になってしまう。そこで、刑法上の規定はないが、「当事者の合意

怒涛の証人尋問

ここからの流れは、『逆転無罪までの経過図』（90ページ）を見てほしい。

証人尋問は10月半ばの被害者A氏から始まり、CとDに対してもそれぞれ3回ずつおこなわれたほか、担当警察官2名も呼び出され、結果的に12月末までほぼ毎週行われた。高裁としてまさに異例の展開と言えるだろう。

川口弁護士が心血を注いだ、「怒涛のような証人尋問」を振り返ってみよう。

1. 共犯者供述の信用性を崩す

まず、Dに対しては、上申書を作成したときの取り調べ状況から迫り、最後には担当捜査官から共犯者Cの上申書

を見せられたことを自白させることに成功。これが無罪の決め手の一つとなった。

また、川口弁護士が現場で把握してきた客観的状況を示し、Eと一緒に犯行をしていれば必ず認識しているはずの事実を正面から徹底的にぶつけ、Cの供述が極めて不合理で不自然な変遷を繰り返していることを裁判官の前に晒し、その信用性を崩した。

2. Dの車(オデッセイ)の受け渡しの嘘を暴く

一審判決では、被告人EがDから譲り受けたオデッセイに乗っていたことも犯人性のひとつの決め手となっていた。CとDは犯行当日、一宮駅でEにオデッセイを譲り渡し、一宮駅から名古屋の大曾根までの帰路はタクシーを利用した

逆転無罪を『名古屋・強盗殺人未遂事件』勝ち取った弁護士による執念の現場検証

この点についても、3人の裁判官は川口弁護士の主張に真摯に耳を傾けてくれた。その結果、川口弁護士の意見を採用。「当事者双方の合意」の上、CとDの供述調書の全てを、「両名の原審証言の信用性の検討の証拠」として検察官から提出されることとなった。

「出された調書は、バインダー数冊にもなる膨大なものですが、結果としてCとDの供述の不自然な変遷が明らかとなり、その恣意的な『作出』過程が証明されたのです。そして、CとDだけでなく、不自然に一致する供述調書を作成した担当警察官らの尋問をおこなうことも決定しました。

名古屋高裁判事一部は、通常

は迅速を旨とし、このように高裁に上がってからも長期間にわたって尋問を求めるところはほとんどありません。それだけに、3人の裁判官が無罪の心証を持ち、真剣に、この事件に対して向き合ってくれたことが分かり本当に嬉しかったですね。検証作業で夏バテ気味だった私の身体に、俄然やる気がみなぎってききました」

高裁の法廷で尋問が行われることが決まったとき、Eは「本当ですか?」と何度もたずね、なかなか信じるのができない様子だったというが、川口弁護士が、「これからは本番だ、一緒に頑張ろう」と肩を抱いて声をかけると、興奮気味に何度もうなずいていたという。

逆転無罪を『名古屋・強盗殺人未遂事件』勝ち取った

逆転無罪までの経過

2002年11月15日未明 愛知県名古屋市	中古車販売会社のA社長が、自宅近くの駐車場で襲われる (全治1か月の頭部挫傷・現金約285万円を奪われる) E被告が逮捕される
2004年5月10日	名古屋地裁にて、強盗殺人未遂・強盗致傷のほか、余罪を併せて 懲役15年の実刑判決
↓	
2004年6月	名古屋弁護士会(現・愛知県弁護士会)の依頼を受け、 川口創弁護士が名古屋高裁での控訴審を担当
7月21日	被害者の事務所や現場などの確認
8月10日	「控訴趣意書」の作成
22日	現場の調査・暴力団員Cの自宅確認
26日	「控訴首位補充書1」の作成・現場と周囲の走行実験など
27日	関連会社の調査
9月3日	「控訴首位補充書2」の作成
名古屋高裁での公判開始	
9月8日	第1回……進行協議
10月6日	第2回……被害者Aの尋問・担当警察官Fの尋問
15日	第3回……暴力団員Dの尋問
11月5日	第4回…… // Dの尋問
15日	第5回…… // CとDの尋問
24日	第6回…… // Cの尋問
12月2日	タクシー会社2社へ調査
3日	タクシー会社へ調査
6日	第7回…… // Cの尋問
15日	第8回……担当警察官Gの尋問
22日	第9回……被告Eの尋問
2005年2月9日	第10回……弁論
2005年3月23日 E被告の犯人制を正面から否定し、逆転無罪判決	

その他/公判中の調査
 ・現場の調査を数回
 ・走行実験2回
 ・飲食店の調査など

と供述していた。しかし、犯行日のその時間帯に、名古屋方面に向かったタクシーが1台もないとすれば、この話は嘘であることがはっきりする。

そこで川口弁護士は、調査のために一宮駅に足を運んだ。その結果、駅構内に入庫できるタクシー会社は2社のみであることが判明。早速、犯行日の運行履歴を見せてもらえるよう依頼したところ、1社については、全タクシーの運行履歴上、その日に一宮駅から名古屋の大曽根まで行ったタクシーは1台もないことが判明した。

もう1社のタクシー会社の営業所に問い合わせたところ、保存記録の期限が過ぎており、すべて廃棄したとの返事だったので、川口弁護士は本社へと足を運んだ。そこで、営業部長から話を聞いてみると、

5. 典型的な「巻き込み」の可能性を指摘

さらに、川口弁護士は警察官の尋問を通して、CとDによる「巻き込み」の恐れが高かったことも追及した。(CとDは、拳銃の件で警察に逮捕させたEに対する恨みを持っていた)

執念の調査と尋問で勝ち取った無罪判決

こうして、2004年の年末ぎりぎりまで尋問をおこなった川口弁護士は、05年初めに50ページを超える弁論要旨を出し、ようやく結審。

そして05年3月23日、名古屋高裁は、被告人Eの強盗等殺人未遂被告事件につき有罪とした一審を破棄し、犯人性を真正面から否定。「被告人は強盗殺人未遂について無罪」

この会社は、CとDが「タクシーに乗った」と供述している早朝の時間帯は、防犯上一宮駅構内には車両を乗り入れないことにしていることがわかったのだ。

つまり、この2社を調査した結果、犯行の当日、一宮駅から名古屋の大曽根まで向かったタクシーは1台もなく、CとDが一宮駅でEにオデッセイを譲渡した話はまったくの作り話であることがはっきりしたのだ。(ちなみにEは、別の機会にDから買ったと述べており、その点も別途Cの尋問で引き出すことに成功している)

3. CとDの供述内容 一致の不自然さを追及

さらに、Dの担当警察官に対する尋問では、取り調べ開始時間が午前10時40分頃、D

が自白をしたのが取り調べ開始からさほど時間経っていない時点だったこと、上申書を書き始めたのが午前4時頃であることを述べていた。

しかし、もし自白をするのであれば、事件の概要を説明するのにさほど時間はかからないはずだ。川口弁護士は、かなり詳細に「誘導」をしていたのではないかとこの問題意識を持ちながら、担当警察官とDとの距離や机の上のもの、手元を持っていたもの、取り調べ開始直後の会話、自白の経緯、その後の上申書作成のやり取りなどをたまたみかけるように引き出していった。

その結果、この担当警察官がCの上申書を手元に持ちながらDを誘導していた事実が明らかとなり、さらに、「DがCの上申書を見たことは絶対にないとは断言できません」と

4. 捜査官のずさんな捜査を追及

捜査官に対する尋問では、本件のような事件で一般的に犯人性の立証のために必要な捜査を一覧にしてあらかじめリストアップし、本件で証拠が出されていない、あるいは捜査すらしていないこと自体、犯人性に結びつく証拠がないことの表れだと追及した。

たとえば、犯行前、DとEが携帯でやり取りしていたしながら、DおよびEの携帯の履歴がとられていない点や、Eが現場付近に乗り捨てたとされる車の中の物品の検証が全くなされておらず、指紋採取もなされていないことなどを追及した。

逆転無罪を勝ち取った「名古屋・強盗殺人未遂事件」

弁護士による執念の現場検証で

という判決を言い渡した。
川口弁護士は、そのときのことをはっきり覚えていてるという。

「裁判官の言葉を聞いた瞬間、Eは驚きと感銘で身体を震わせていました。私も必死で涙をこらえました。まさに地を這うような10ヶ月間でした。もっとも、他の強盗致傷等は

強盗未遂は無罪

判決 高裁

大阪高等裁判所は、強盗未遂の被告人Eが、捜査活動で十分な裏付けを得るに足りる証拠がなく、裏付け証拠の収集がないままに経過している上、被告人を犯人とするDの供述を得るに際し、上記の供述を取り調べに慎重さを欠いた点も認められるので、CおよびDの供述の信用性にはやはり疑問があると言わざるを得ない。そうすると、本件においては、C、Dの共犯供述を持ってしても、合理的疑

以下は、高裁判決文の抜粋である。

結論

以上の通り、本件においては、被告人自身の弁解が著しく変遷しており、信用性に乏しいことからすると、共犯供述であるC、Dの供述はそれなりに信用性が認められないわけではないが、その信用性を十分裏付けるに足りるだけの証拠はなく、裏付け証拠の収集がないままに経過している上、被告人を犯人とするDの供述を得るに際し、上記のとおり取り調べに慎重さを欠いた点も認められるので、C

いを超えるに足りるだけの証明がなされたと評価することはできず、他に被告人を本件の実行犯と認めるに足りる証拠もない。以上と異なり、被告人を本件の犯人と認定している原判決は、事実を誤認しているものであり、その誤認が判決に影響を及ぼすことは明らかである。論旨は理由がある。

そうすると、原判決第2については有罪の認定をするに足りる証拠がなく、また同事実とその夜の各事実とは刑法45条前段の併合罪として、1個の刑により処断されているから、原判決は、結局、その全部につき破棄を免れない。名古屋高等裁判所刑事第一部 裁判長裁判官 小出 稔一

伊藤 納
岩井 隆義

中日新聞 (2005.3.24) の記事

被告人となる人にも 矜持がある、誇りがある

川口弁護士は語る。

「ここへ来て、大阪地検特捜部の証拠ねつ造事件など、検察が犯罪を作ってしまうという信じられないような事案が表沙汰になりました。でも、はっきりいって本件も、警察や検察を取り調べの過程の中で供述を合わせ、実際には起こっていない犯罪を作っていくという、非常に悪質なケースでした。おそらく同様の事件は過去にも数えきれなくらい起こっていることでしょう。

うわけです。それは裁判官も一緒です。また、多くの弁護士も客観的な事実を自分の足で確認することをせず、机の上だけで判断しようとする、だから、99.9%が有罪になっ

は獄中のEさんの代理人として、手弁当で国家賠償訴訟を起こし、警察や検察の不適切な捜査の実態を指摘し、闘いました。残念ながらその訴えは受け入れられませんでした。しかし、冤罪はその人の人生と矜持、つまり自信と誇りを奪うことになるのだということとを、私はあらためてEさんから学ぶことができたような

気がしています」
この事件の弁護活動は高く評価され、川口弁護士は「季刊刑事弁護」の最優秀新人賞を受賞。記事のタイトルには「刑事弁護は人の矜持を守る仕事」と記されていた。
今年一度は刑務所内のEに面会に行き、彼との交流は続いているという。

「自分の話を真剣に聞いてくれた人は、川口先生が初めてでした。もし再度有罪になったら、私は死して無罪を晴らすうと思っていました。やはり真実はひとつでした。本当にありがとうございます」
川口弁護士は語る。

川口弁護士は語る。

「その手紙を読んだとき、ああ、頑張って取り組んでよかった、弁護士冥利に尽きるという言葉はこういふときに使うのかなと思いました。その後、私

すべて有罪なので、懲役は15年から10年に下がったにとどまるのですが、判決は、本件が「巻き込み」の危険が高いことを前提に、厳密に事実を検証して無罪としたもので、とても説得力のある、見識の高い判決だったと思います。本当に、裁判官にも恵まれました」
この事件の場合はまさに、弁護士の地べたを這うような「捜査活動」と、ち密な証人尋問で勝負が決まったと言っても過言ではないだろう。机上ではなく、現場に向き、自分の足で稼いだ情報や新たな物証があつたからこそ、尋問に圧倒的な迫力が出たに違いない。

逆を、警察や検察が捜査の段階で「捜査活動」を怠っていたという事実を考えると、本当に背筋が寒くなる。これまでいっていたいほどの冤罪が、生まれてきたことだろうか。

そうすると、原判決第2については有罪の認定をするに足りる証拠がなく、また同事実とその夜の各事実とは刑法45条前段の併合罪として、1個の刑により処断されているから、原判決は、結局、その全部につき破棄を免れない。

名古屋高等裁判所刑事第一部 裁判長裁判官 小出 稔一

伊藤 納
岩井 隆義

証現の執念の現場による 逆転無罪を勝ち取った

「名古屋・強盗殺人未遂事件」



地道な捜査で逆転無罪を勝ち取った川口創 弁護士